

市庁舎跡地活用に関するご意見をお聞かせください

市では、新庁舎建設の基本的な考え方を示した「行方市庁舎建設基本計画」を策定し、令和7年度の開庁に向けた作業を進めるとともに、庁舎移転後の現在の3つの庁舎の跡地活用について検討を進めています。

基本計画では、現在の庁舎周辺の地域特性や歴史的経緯などを考慮した整備の方針(案)を記載していますが、より具体的な市庁舎跡地の活用策について、行方市に関わる皆さんがどのようなご意見、ご要望をお持ちなのかをお聞かせください。

【募集方法】

インターネット(市ホームページ)で回答してください。
(<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page009640.html>)
また、下記のQRコードからも回答できます。

【募集期限】

8月31日(火)まで

▼回答はこちらから

【回答内容】

新庁舎建設について
庁舎跡地の活用について(活用方法・整備してほしい機能)



高齢者PCR検査受け付けます！【8・9月検査のお知らせ】

【期日】 8月5日(木)、8月19日(木)、9月9日(木)、9月22日(水)

【時間】 9:30～10:30

【対象】 市内在住の満65歳以上の方で無症状の方

【場所】 行方市保健センター駐車場(ドライブスルー方式)

【料金】 5,000円

【申し込み方法】 介護福祉課高齢福祉Gまでお電話ください ☎ 0299-55-0111

【申込期限】 希望する日の前週(金) 12:00まで

広告

借金の整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭問題
各種民事・家事事件	不動産・建築	

神栖・鹿島セントラル法律事務所
問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可
弁護士 瀧 智英(茨城県弁護士会所属) 鹿島セントラルビル新館5階
弁護士 谷本 雅晃(茨城県弁護士会所属) 茨城県神栖市大野原4-7-11

青少年に深夜外出させないで!!
深夜：午後11時～翌日午前4時まで

映画館・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェへの深夜入場は…

親が一緒でもいけません!

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 茨城県

情報ひろば

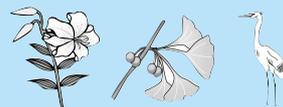


行方市の人口

総数 33,351人(-55)
男 16,692人(-34)
女 16,659人(-21)
世帯数 12,976世帯(-20)
令和3年7月1日現在
※外国人住民を含む
()は前月との比較

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市



市の花 市の木 市の鳥
ヤマユリ イチョウ シラサギ
(山百合) (銀杏) (白鷺)

行方市のうた

(1番)
われを育む 里山は
大地の恵に 満ちあふる
朝日 湖に輝き
夕日 山の端そめる
ああ ふるさと わが希望

(2番)
祭りばやしに 心おどり
風土記の里に 童の声はずむ
谷津田 風にそよぎ 稲穂
黄金に輝く ああ ふるさと
ああ わが 安らぎ

(3番)
古のなごり 受けつぎし
大空 はばたく 子どもの
夢を 育む 学舎は 拡く心の
礎ぞ ああ ふるさと
ああ わが未来 あー

<https://www.youtube.com/watch?v=IVAUma8WqIM>



市役所 開庁時間

平日(月曜～金曜)
午前8時30分
～午後5時15分
※休日窓口業務については、お問い合わせください。

家庭教育支援員による「こんにちは訪問」を実施します

地域の子育て経験者や教員 OB をはじめとする地域の人材を中心に家庭教育支援チームを作り、家庭教育支援員が家庭を訪問して、保護者の子育てに関する相談や家庭教育に関する内容の情報提供を行います。

【対象】 市内在住 小学校 1 年生の家庭 (全戸訪問)

【組織】 家庭教育支援チーム員 (2 人体制の 3 チーム)

【実施時期】 9 月から 11 月に麻生地区、北浦地区、玉造地区の順に訪問予定です。

※必ずしも自宅でお待ちいただく必要はありません。不在の場合は家庭教育や子育てに関する情報のチラシを置いていきます。

- 【内容】**
- ① 保護者からの相談への対応
 - ② 保護者に対して家庭教育に関する内容の情報提供
 - ③ 専門家への橋渡し

【問い合わせ先】 生涯学習課 ☎ 0291-35-2111

「行方市高齢者買い物支援事業」のお知らせ

令和 3 年度から、市内にお住まいの 75 歳以上の高齢者世帯に対して、いばらきコープの宅配手数料を一部助成するサービスがスタートしました。食品や日用品の宅配に合わせ、地域の高齢者の見守り活動も兼ねたサービスとなっております。なかなか見回りに来ることができないご家族や、市外や県外にお住まいのご家族、買い物が大変なご家庭など、この機会にぜひご利用ください。

※ご利用にあたっては、いばらきコープへの加入が必要です。

- 【対象】**
- ① 独居または夫婦二人等、世帯全員が満 75 歳以上
 - ② 同一敷地内に子ども世帯が居住していない
 - ③ 以上の 2 点を踏まえて行方市が条件に合致すると認めた方

【内容】 いばらきコープの個人宅配シルバー割引者を対象に、宅配手数料 88 円 / 週を月 2 回まで市が助成します。

【申込先】 いばらきコープ コープデリお申し込み受け付けセンター ☎ 0120-043-502

【問い合わせ先】 介護福祉課高齢福祉 G までお電話ください ☎ 0299-55-0111

医療機関案内

+ 茨城子ども救急電話相談 24 時間 365 日
☎ 03-6667-3377 (短縮ダイヤル # 8000)

+ 茨城おとな救急電話相談 24 時間 365 日
☎ 03-6667-3377 (短縮ダイヤル # 7119)

+ 中毒 110 番
つくば (9 : 00 ~ 21 : 00) ☎ 029-852-9999
大阪 (24 時間対応) ☎ 072-727-2499
日本中毒情報センター <https://www.j-poison-ic.jp>

+ 鹿嶋市夜間小児救急診療所
☎ 0299-82-3817
診療時間 夜間 (毎日) 20 : 00 ~ 23 : 00
(受付 22 : 45 まで)
対象 中学生以下
場所 鹿嶋市宮中 1998-2
鹿嶋市教育センター内



SDGs から考える地域公共交通と基本的人権 － SDGs 目標 11「住み続けられるまちづくりを」

行方市 SDGs 推進アドバイザー・茨城大学准教授 野田 真里

地域公共交通は住民生活の生命線

SDGs が目指す「誰一人取り残さない」包摂的な社会にむけては、誰もが自由に支障なく移動できる交通システムが欠かせません。先般、私が SDGs に関するアドバイザー業務でなめがた地域医療センターを訪問した際、新型コロナウイルスのワクチン接種のため、多くの高齢者がいらっしゃいました。そこで、私が再認識したのは地域公共交通の重要性です。市民の方にお伺いしたところ、「私は足が不自由で、車の運転もできない、体調も不安なので、地域医療センターに通うのにもとても助かっています」とのことでした。地域公共交通は文字通り、「住民生活の生命線」といえるでしょう。

SDGs と公共交通のメリット

SDGs においても公共交通の役割は重視されています。SDGs 目標 11 は「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」とあり、地域社会の持続可能な開発を考えるうえで重要な目標となっております。この目標の下には、公共交通に関連する 2 つのターゲットがあります。最も重要なのは、ターゲット 11.2 で、「2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」とあります。また、ターゲット 11.7 でも、「2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障がい者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する」とあります。上記のとおり、地域公共交通は「住民生活の生命線」として目標 3「すべての人々に健康と福祉を」と密接に関わっています。とりわけターゲット 3.6「2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」に貢献することが期待されます。

地域公共交通は SDGs の推進に必要なツールであり、多くのメリットがあります。まず、①社会的弱者にとっての重要な交通手段です。「茨城は車社会」という言説はよく耳にしますが、誰もが車を運転できるわけではありません。また、②地域活性化に必須なインフラ・リソースであり、③ゼロエミッション社会にむけて CO2 排出を抑える等もあげられるでしょう。

行方市「ブラックバス号」「ハートバス号」が運ぶ、基本的人権としての交通権

行方市は令和 2 年度「行方市地域公共交通計画」を定めました。市民の皆様にはおなじみの、行方市営路線バス（麻生地区、北浦地区、玉造地区）や、デマンド型コミュニティバス（乗合タクシー）等を通じて、「誰一人取り残さない」アクセスを目指しています。「ブラックバス号」（写真）や「ハートバス号」は見た目のインパクトやネーミングの楽しさ等から、多くの市民に愛されていると承知しています。これを、SDGs から考えてみますと、交通権という基本的人権が重要です。交通権とは生活の質 QOL の向上にむけ移動する権利であり、日本国憲法の第 13 条（幸福追求権）、第 22 条（居住・移転および職業選択の自由）、第 25 条（生存権）など関連する人権を集合した概念で、「交通基本法」等で示されています。地域公共交通は、市民の皆さまを目的地に運んでいることはもとより、「一人ひとりの基本的人権を運んでいる」という視点も重要ではないかと思えます。



◀ブラックバス号は SDGs の思いを
乗せて今日も行方市を走る（著者撮影）

【問い合わせ】

政策秘書課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811
mail:seisaku01@city.namegata.lg.jp